平成２２年（フ）第３９４号
奈良市六条２丁目５番16―７号
債務者　吉村貞子こと　崔　　貞任
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２５３号
釧路市千歳町１丁目10番地　ハイツ千歳101号室、住民票上の住所北海道釧路郡釧路町国誉３丁目38番地
債務者　石村かおり
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１５８号
栃木県栃木市城内町２丁目33番33―332号
債務者　栗原愛夕美
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第６０９号
川崎市高津区新作１丁目24番11号
債務者　清水　合恵
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６１０号
川崎市麻生区百合丘１丁目６番地11　レオパレス富士見101
債務者　九十九辰弥
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６１３号
川崎市宮前区菅生ケ丘１番26号　ラ・カメラ203、前住所川崎市多摩区中野島５丁目３番１号　ジュネス中野島403
債務者　二宮　正宏
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６２１号
川崎市高津区北見方２丁目19番22号　第一光荘103、住民票上の表示川崎市高津区北見方２丁目19番22号　第１光荘
債務者　小林　節美
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６２９号
川崎市高津区久地４丁目７番15号　メゾン・ド・フレーズ102、前住所埼玉県朝霞市溝沼７丁目３番10号
債務者　佐藤　宇育
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６４７号
川崎市中原区木月住吉町15番18号　ノタケハイツⅡ201、前住所川崎市中原区中丸子1187番地　メゾン小杉101
債務者　久次　崇幸
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１５６２３号
東京都三鷹市上連雀６丁目11―16―306
債務者　高尾　里絵
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６２８号
東京都江東区東雲２丁目４―２―304
債務者　福島　淳雄
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６２９号
東京都江東区東雲２丁目４―２―304
債務者　福島　知子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５７２０号
東京都品川区東大井１丁目11―７―609
債務者　福山　祐子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５７２４号
東京都北区浮間２丁目12―４―403
債務者　松橋　伸司
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５７９１号
東京都江戸川区東葛西１丁目28―５―203
債務者　大谷　倫夫
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部